

入 札 公 告（ 建 設 工 事 ）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 8 年 8 月 3 1 日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊厚木航空基地隊
厚木経理隊長 新井 智則

1 工事概要

- (1) 工事名 施設維持整備／建具補修（硫黄島）
(契約管理番号：G26-S26-2000354829-00)
- (2) 工事場所 東京都小笠原村硫黄島 海上自衛隊硫黄島航空基地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
硫黄島における建具の補修
- (4) 工期 令和9年3月19日まで。
- (5) 本工事は、資料提出及び入札を紙入札方式で行う対象工事である。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がD等級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した日本国内における、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建築一式工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、

施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 建築一式工事において監理技術者又は主任技術者となりうる資格を有する者であること。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5) に掲げる工事の経験を有する者であること。（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 南関東防衛局の管轄区地域（神奈川県、静岡県、及び山梨県）及び北関東防衛局の管轄区地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県）に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒252-1101 神奈川県綾瀬市

海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班 担当：福元

TEL 0467-78-8611（内線：2447～2449）

FAX 0467-78-1048

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年8月31日から令和8年10月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後4時45分まで。

イ 交付場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班

ウ 交付方法 手渡し又はFAX若しくは郵送

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月24日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年10月21日午後4時45分

イ 提出方法 (1) に持参又は郵送等とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月22日午前11時00分

イ 場所 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行厚木代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊厚木航空基地隊）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

送付先：海上自衛隊 厚木航空基地隊 厚木経理隊 契約班
(FAX：0467-78-1048)

仕様書等送付申込書

会 社 名	
会社等の担当者名	
申 込 年 月 日	年 月 日
件 名	施設維持整備／建具補修(硫黄島)
調 達 要 求 番 号	G26-S26-2000354829-00
会 社 等 の 連 絡 先	TEL : FAX :
添 付 書 類 (必 ず 添 付)	防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格 ※ 建築一式工事

※ 要求案件ごとに作成すること。

特 記 仕 様 書

契約管理番号：G26-S26-2000354829-00

工 事 名：施設維持整備／建具補修（硫黄島）

工事場所：東京都小笠原村 海上自衛隊 硫黄島航空基地隊

工 期：契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

工事概要は、図面のとおり。

建物概要及び工事種目は下表のとおり。（●印の項目を適用する。）

No. 区分	1	2	3	4	5
建物名称	施工場所1	施工場所2	施工場所3		
棟 数	1	1	1		
延面積(㎡)	495.00	783.64	904.84		
構造・階数	RC1	S1	RC4		
工事区分					
構造体分類					
建物番号					
建築改修工事					
仮設工事	●	●	●		
防水工事			●		
金属工事					
建具工事	●	●	●		
左官工事		●			
塗装工事					
内外装工事					
撤去工事	●	●	●		
調査					
石綿調査		●			
以 下 余 白					
工 事 種 目					

I 建築工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（令和7年版）」（以下、「木造標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」という。）による。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
- 2 受注者は完成検査（中間検査を含む）の際には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
- 3 本工事に関係する項目（「1 ○○○」と示す）を適用する。
 - 特記事項で選択する部分については、以下のとおりとする。
 - 印の付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - 印と ※ 印が共に付いた場合は、㊦ 印を適用する。
- 4 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 6 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 7 ㊦ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月）」（環境省の ホームページからダウンロード可能）による。（1.4.1）
 - ただし、災害等の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督官と協議するものとする。
- 8 標準仕様書、改修標準仕様書又は木造標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

Ⅱ 改修一般共通事項

1 適用基準等

- ① 国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)[令和7年12月改定]」

2 工業実績情報の登録

(1.1.4) [1.1.4]

請負金額が500万円以上の工事については登録する。

登録期間：契約締結後（変更契約を含む）及び工事完成後10日以内とする。

登録先：（一財）日本建設情報総合センター

3 施工計画書及び施工図

施工計画書

(1.2.2) [1.2.2]

- 提出する ○ 提出しない

品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

施工図等

(1.2.3) [1.2.3]

- 提出する ● 提出しない

施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

なお、施工図等の作成にあたっては、計画通知の副本等との確認を行うなどして作成するものとし、疑義が生じた場合は書面で監督官と協議する。また、計画通知の副本は、現場事務所に保管するものとする。

4 電気保安技術者

(1.3.3) [1.3.3]

- 配置する ● 配置しない

配置技術者は、関連工事配置電気保安技術者と同名義としても構わない。

5 施工条件

(1.3.5) [1.3.5]

- 現場説明書による。

6 施工中の安全確保

標準仕様書(1.3.7)、(1.3.9)、(1.3.10)による。

改修標準仕様書[1.3.7]、[1.3.9]、[1.3.10]による。

工事中、各施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。

受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずること。

- (1) 仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工すること。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。
- (2) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。

7 発生材の処理等

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成14年5月30日））、「建設工事における再生資源の活用について（通知）」（平成28年4月1日 防整技第7405号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

産業廃棄物の処理等

(1) 産業廃棄物の処理

● 適用する ○ 適用しない

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

項 目	廃油 ○ 防水アスファルト ○ 揮発油類 ○ 灯油	廃プラスチック類 ○ 廃合成樹脂建材 ○ 廃発泡スチロール等 ○ 梱包材 ○ 廃タイヤ ○ ポリステレンフォーム保温材 ○ 目地材	ガラス屑及び陶器器屑 ○ ガラス屑 ○ タイル衛生陶器屑 ○ 耐火レンズ屑 ○ グラスウール保温材	建設廃材 ● コンクリート破片 ○ アスファルト ○ コンクリート破片 ○ レンガ破片、電柱 ○ ロックウール保温材
運搬距離	k m	k m	k m	k m
受入れ時間帯				
受入れ費用	円/m3	円/m3	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3	m3	0.15m3
仮置き等の条件				
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

注記) 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

(2) 特別管理産業廃棄物の処分

○ 適用する ● 適用しない

項 目	廃石綿等 (飛散性アスベスト廃棄物)	CCA処理木材 (クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)
運搬距離	k m	k m
受入れ時間帯		
受入れ費用	円/m3	円/m3
発生概数量	m3	m3
仮置き等の条件		
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出

(3) 石綿撤去

ア 撤去作業員は保護服、防塵メガネ、防塵マスク、ゴム手袋等を着用し作業にあたる。

イ 作業周囲には防塵シート等を張り、石綿粉塵の飛散防止を図る。

ウ その他細部については以下を参照し実施する。

(ア) 既存建物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説（国土交通省住宅局建築指導課）

(イ) 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）

(ウ) 廃石綿等処理マニュアル（暫定）（平成17年3月、環境省大臣官房産廃物・リサイクル対策部）

(4) フロン類の回収、充填及び再生又は破壊

ア フロン類の回収及び充填は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者が行うこと。

イ 受注者は、空気調和装置等のフロン類を含む機器に対して撤去等を行おうとする場合は、充填回収業者に「フロン類引取証明書」を交付させること。

ウ 受注者は回収後の再生又は破壊については、フロンガス類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定に準じて再生業者又は破壊業者で再生又は破壊されたことを証する「フロン類再生証明書」又は「破壊証明書」の写しを充填回収業者から回付させ、監督官に提出すること。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用（範囲）
○ 解体工事	○ 建築設備の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 内装材等の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 屋根ふき材の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 外装材の取り外し	○	○（○図示 ○）
	○ 上部構造部分の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎杭の取り壊し	○	○（○図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○図示 ○）
○ 新設工事 ○ 増築工事 ○ 修繕 ○ 模様替	○ 造成等の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 基礎杭の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 上部構造部分の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 外装の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 屋根の工事	○	○（○図示 ○）
	○ 建築設備工事	○	○（○図示 ○）
	○ 内装等の工事	○	○（○図示 ○）
	○ その他（ ）	○	○（○図示 ○）

特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分

特定建設資材 廃棄物の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
○ コンクリート				
○ コンクリート及び鉄 からなる建設資材				
○ 木材				
○ アスファルト・コンクリート				
○ 発生土				

特定建設資材廃棄物以外の産業廃棄物の処分

特定建設資材 廃棄物以外の種別	現場から受入場所 までの運搬距離	受入場所での 受入時間帯	受入費用	発生概数量
○				
○				
○				
○				

● 仮置き等の条件（ 廃材等の置場は官側と調整する。 ）

再生資材の利用

資 材 名	規 格	使 用 区 分
○ 再生加熱アスファルト混合物	骨材最大寸法 13mm	道路及び駐車場の表層
○ 再生クラッシャーラン	RC-40～0	下層路盤・構造物の基礎等
○ 再生粒度調整碎石	Rm-30～0	上層路盤
○		

○ 提出書類等

「建設リサイクル法」第12条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可証の写しを監督官あてに提出し、説明を行う。

- (1) 解体工事においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新設工事等においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

「建設リサイクル法」第13条に基づく契約書記載事項の協議を行う。

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用

「建設リサイクル法」第18条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。

- (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用

マニフェストの写しを監督官へ提出する。

建設リサイクル法及び関係法令に係る規模以上の解体、新築、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、施工計画書に記載する。

変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

現場において再利用するもの () (1.3.11) [1.3.12]

特別管理産業廃棄物 (☐ 廃石綿 ☐ PCB含有物 ☐) (1.3.11) [1.3.12]

引き渡しを要する発生材 (☐ 金属類 ☐ PCB含有物 ☐) (1.3.11) [1.3.12]

せっこうボードの処理方法 (1.3.11) [1.3.12]

石綿含有せっこうボード ☐ 改修標準仕様書9.1.5による

☐ ひ素・カドミウム含有せっこうボード ☐ 製造業者に回収を委託 ☐ 管理型最終処分場で埋立処分

☐ 上記以外のせっこうボード ☐ 最終処分 ☐ 再資源化

8 環境への配慮

(1.4.1) [1.4.1]

(1) 環境物品等の調達

受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

(2) 「グリーン購入法」に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

(3) 化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると、共に次のア～エを満たすものとする。

ア 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上り塗料及び壁紙は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの発散量」の区分に応じた材料を使用する。

イ 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

ウ 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

エ アの材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

※1 ホルムアルデヒドを放散しないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示材料をいう。

※2 ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは、JIS及びJASのF☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

9 材料の品質等

(1.4.2) [1.4.2]

本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。

- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- (3) 安定的な供給が可能であること。
- (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁平成18年2月15日)に準拠した証明書を、監督官に提出する。

10 材料の検査等

(1.4.4) [1.4.4]

- 監督官が指定したもの
- 検査を行うもの (○ 杭材 ○ コンクリート ○ 鉄筋 ○ 鉄骨 ○ _____)

11 石綿含有建材の調査

事前調査

[1.5.1]

- 調査項目 ○ 設計図書
- 調査範囲 ○ 図示 ● 施工場所
- 既存の石綿含有建材の分析結果 ○ 貸与する ● なし
- 調査方法 ○ 図示 ○ 目視 ○ 既存の設計図書

- (1) 大気汚染防止法に基づき、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認する。
 - (2) 調査結果を監督官へ書面で提出し、説明を行う。
 - (3) 調査結果を関係法令に基づき、官公署へ報告を行う。
 - (4) 調査結果の概要を見やすい場所に掲示する。
 - (5) 分析によりアスベスト含有調査を行う必要がある場合は、監督官と協議する。
- 調査報告書の部数 (● 1部 ○ _____部)
- 事前調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督官と協議する。

分析調査

[1.5.1]

- 分析する ○ 分析しない
- 分析対象 アクリライト、アモライト、アソフライト、クリソイル、クロソライト及びトリモライト
- 分析方法 「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行う。

材料名及び分析試料数			
対象施設名	材料名	定性分析	定量分析
施工場所2	コンクリート	・ (試料数: 1)	・ (試料数:)
		・ (試料数:)	・ (試料数:)
		・ (試料数:)	・ (試料数:)

- 1 試料当たり3サンプルを採取する。
- 調査報告書の部数 (● 1部 ○ _____部)
- 分析調査の結果、石綿含有が認められた場合は、監督官と協議する。

12 施工調査

施工計画調査

[1.6.1]

調査項目 ○ 設計図書
調査範囲 ○ 図示 ○ 施工場所
調査方法 ○ 図示 ○ 目視

施工数量調査

[1.6.2]

調査項目 ○ 防水改修 ○ 外壁改修 ○ 塗装改修 ○ 階段改修 ○
調査範囲 ○ 図示 ○ 施工場所
調査方法 ○ 図示 ○ 目視、テストハンマーによる打診等 ○ 目視

(1) コンクリート打放し外壁の場合

ア ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

イ コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

ウ ア及びイの結果を記録し、監督官に提出する。

(2) モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合

ア 浮き部分を壁面に表示する。また、欠損部の形状寸法等を調査する。

イ ア以外は、(1)による。

(3) 塗り仕上げ外壁の場合

ア 仕上塗材等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。

イ 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

ウ ア及びイ以外は、(1)又は(2)による。

調査報告書の部数 (○ 1部 ○ 部)

施工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。
また数量は後日精算する。

既存部分の破壊を行った場合は、破壊以前の状態に復し、補修方法は図示による [1.6.3]

13 技能士

(1) 建築改修工事

○ 適用する ● 適用しない

(1.5.2) [1.7.2]

工事種目	技能検定職種	技能検定の作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業、ウレタン系塗膜防水工事作業 アクリル系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業、セメント系防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業、FRP防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	大工工事作業
	内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業、プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業、フロー仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	表装	壁装作業
内装改修工事	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

(2) 設備工事

(1.5.2) [1.6.2]

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	1級配管技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
熱絶縁工事の施工	1級熱絶縁施工技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
冷凍・冷却及び空気調和機器の据付及び整備	1級冷凍空気調和機器技能士 (○ 適用する ● 適用しない)
ダクトの施工	1級建築板金技能士 (○ 適用する ● 適用しない)

14 化学物質の濃度測定

(1.5.9) [1.7.9]

○ 測定する ● 測定しない

測定方法

- パッシブサンプリング (パッシブ法、拡散方式)
- ポンプサンプリング (アクティブ法、吸引方式)

(1) 化学物質の濃度測定実施方法

ア 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを対象とする。

イ 測定

- (7) 測定確認濃度は厚生労働省の指針値 (以下「指針値」という。) 以下とする。
- (4) 測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告後対応する。
- (7) 対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。
- (5) (4) の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。
- (8) 濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。
- (8) 中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。
- (8) 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
- (7) 測定する際は、空気の吹き出し口をさける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 µg/m ³)
トルエン	0.07 ppm (260 µg/m ³)
キシレン	0.20 ppm (870 µg/m ³)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 µg/m ³)
スチレン	0.05 ppm (220 µg/m ³)

ウ 測定方法

(7) 30分間換気

測定対象室の全ての窓及び扉 (造付家具、押入等の収納部分の扉を含む) を開放し30分間換気する。

(4) 5時間閉鎖

(7) の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

(7) 測定

パッシブ型の採取機器を使用して測定を行う場合は次の a～d による。

- a (4) の状態のままで測定する。(その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による)
- b 測定時間は、原則24時間とする。
- c 測定位置は「(2) 測定 ⑧」の位置をさけ、対象室の中央付近のFLから1.2～1.5mの高さで測定を行う。
- d 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

注) 1: ①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

2: 測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等に使用することは、その放散の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。

エ 測定対象室及び測定箇所数

測定対象施設名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数	測定対象室数
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室
		m ² 箇所	室

15 技術検査

(1.6.2) [1.8.2]

- (1) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事と
○ する。 ● しない。
- (2) 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、() 回実施するものとする。

対 象 建 物 等	実 施 時 期
○	○ 基礎埋戻し前
○	○ 配筋完了時（コンクリート打設前）
○	○ 躯体完了時
○	○ 鉄骨建方完了時
○	○ 内装仕上げ前
○	○ 機器設置時

- (3) 中間技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は
完成検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示に従うものとする。

16 完成図等

- 作成する ● 作成しない (1.7.1~2) [1.9.1~2]
- 完成図（原図サイズ： ） (1.7.2) [1.9.2]
- 完成図の種類及び記入内容 (1.7.2) [1.9.2]
- 完成図は、原設計図に設計変更及び工事打合せ簿による変更を含めた内容で作成する。
ただし、設計・施工一括発注方式による部分は、発注者の承認を受けた設計図を原設計図として完成図を作成する。
- 標準仕様書 表1.7.1 による。
- 改修標準仕様書 表1.8.1 による。
-

完成図の様式 (1.7.2) [1.9.2]

- 改修標準仕様書1.8.2(b)(1)による ○ 様式適宜

CADデータの貸与 ○ 貸与する ○ 貸与なし

完成図CADデータ ○ 提出する ○ 提出しない

ファイル形式 ○ DXF ○ JWW ○

電子記憶媒体 ○ CD-R ○ DVD-R ○

施工図及び施工計画書の提出について (1.7.2) [1.9.2]

- (1) 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。
鉄筋配筋図（納まり図含む）、コンクリート躯体図、鉄骨製作図、建具製作図、その他
監督官が必要と判断するもの
- (2) 本工事に係る施工図の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。
- (3) 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（1部）とする。ただし、製作図で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。

17 保全に関する資料

(1.7.1) [1.9.3]

提出部数 ○ 各2部 ○ 部

18 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料製造所の指定する工法とする。

19 木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律（平成22年法律第36号）」第7条第2項第4号及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）」第4の規定に基づき定められた「防衛省が整備する建築物における木材の利用の促進のための計画（防経施第5097号。平成23年4月22日）」を踏まえ、木材利用（仕上げ材、下地材等）の促進等に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議できるものとする。

20 排出ガス対策型建設機械

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

機種	バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン
備考	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

21 低騒音型（G）・低振動型建設機械

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

22 設備工事との取り合い

工事区分			建築	設備
開口部及び貫通部	S、SRC造 梁の貫通部	補強及びスリーブ	・	・
		補強	・	・
	RC造 梁の貫通部	スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
	RC造 床及び壁の貫通部	補強	・	・
		スリーブ	・	・
		スリーブ150mm以上の補強	・	・
		型枠	・	・
	デッキプレートの貫通部	補強	・	・
		切り込み	・	・
軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	・	・	
	補強を要する切り込み	・	・	
	補強を要しない切り込み	・	・	
	穴埋め補修	・	・	
墨出し	・	・		
改修工事におけるはつり補修	配管等の貫通部の穴あけ		・	・
	角型穴明け補修		・	・
	床はつり補修		・	・
機器の基礎	屋内配置	・	・	
	屋上配置（架台、アンカーボルト除く）	・	・	
機器の基礎	屋外設置（架台、アンカーボルト除く）	・	・	
	架台、アンカーボルト	・	・	
	特記した基礎	・	・	
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む）			・	・
換気扇の取付枠			・	・
床下水槽のマンホール蓋			・	・
流し台（排水トラップ）			・	・
湯沸室の排気フード			・	・
床、点検口			・	・
設備機器等の天井点検口			・	・
オイルサービスタンクの防油堤			・	・
駆動装置が電動の建具類の二次配線及び操作スイッチ			・	・
自動閉鎖装置取付箇所の切り込み補強			・	・
			・	・

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。

23 工事写真

次のものを監督官に提出する。

分類	規格	部数	備考
着工前	サービス版(89×127 mm)	各1部 アルバム 張付け	以下をアルバム共提出する。 ○ ネガ ○ 電子記憶媒体（○ CD-R ○ ） ファイル形式及び提出部数等は監督官と協議する。
工事中	(カラー)		
完成時	外部 四つ切り(254×305 mm) 内部 キャビネ版(120×165 mm) (カラー)		

国土交通省大臣官房営繕部の「営繕工事写真撮影要領（令和5年改訂版）」を参考に整理する。

24 設計図の製本等

契約時及び設計変更契約時に、下記の設計図を監督官に提出する。

設計図	製本	部数
○ 設計図	○ A-4 折り製本 ○ 二つ折り製本 ○ A-4 折り (バラ)	部 部 部
○ 設計図の縮小版	○ A-3 版第二原図 ○ A-4 版製本 ○ A-4 折り	部 部 部
		部

25 火災保険等

加入し、証券の写しを監督官に提出する。

26 国有財産に関する資料

○ 作成する ☒ 作成しない

財産図の様式

原図 ○ ケミカル和紙 1 部 ○ _____

青焼 ○ 1 部 ○ _____ 部

内容 案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による。

財産図は、工事完成検査時までに提出するものとする。

27 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

ア 予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号。以下「予決令」という。）第85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は監督業務を所掌する部署の長（以下「担当課長」という。）の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

イ アの書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当者から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。

28 入門手続等

(1) 受注者は、基地等の中で工事を行う場合、基地等への立入り及び基地等内での行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、当該基地等の規則（部隊諸規則）及び基地等関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

(2) 基地等への立入りに際しては、基地等所定の許可証が必要であり、この許可証の取得に要する期間は所定の手続終了後概ね（ 2 ）箇月要する。

(3) 臨時及び短期の立入りについては、基地等の規定に基づき所定の手続きを行えば可能である。

(4) 基地等内工事用車両の通行ルート of 安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は、騒音、振動、土砂等の飛散による粉塵、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努めなければならない。

29 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事故報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

30 工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

31 電子納品

○ 実施する ☒ 実施しない

電子納品とは、図面及び施工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を電子媒体に格納する納品をいう。

なお、成果物は「防衛施設建設工事に係る電子納品手引書（案）について（通知）」（平成27年10月1日 防整施第17541号）による電子データを2セット提出するものとする。

32 建築基準法に基づき定められた区分等

（風圧力）（施行令第82条の4）

基準風速（ $V_0 = 42 \text{ m/s}$ ）

地表面粗度区分＝ ○ I ○ II ○ III ○ IV

建物名称	風圧力の割増の有無（係数）
	○ 有り（ ） ○ 無し
	○ 有り（ ） ○ 無し
	○ 有り（ ） ○ 無し

（積雪荷重）

積雪区分 平成12年建設省告示第1455号 別表（ ）

建物名称	積雪荷重（ N/m^2 ）

33 六価クロム溶出試験

○ 行う ☒ 行わない

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準（0.05 ppm）を越えないことを確認し、試験結果（計量証明書）を提出する。

なお、試験方法は、国土交通省が定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工 種	工 法	配合設計段階検体数

34 工事の一時中止に係る計画書の作成

（1）契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

（2）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

35 工事監理業務

別途委託契約する工事監理業務の有無 ○ 有り ☒ 無し

（1）本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。

（2）受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、承諾書は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

36 施工確認等

本工事における施工確認は、次に基づき行うものとする。

- (1) 受注者は、施工確認、監督官の立会いに必要となる調査及び出来形等算出の作業、品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、不可視部分となる工事の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。
- (3) 施工確認及び立会いは、監督官または工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等が行うものとする。

37 工事連絡会議

工事連絡会議の設置 ○ 設置する ☑ 設置しない

- (1) 本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。
- (2) 会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡・確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。
また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催することができる。
- (3) 受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を標準とする。
- (4) 会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者 1 人/回/___回、担当技術者（担当 1 人/回/___回、___担当 1 人/回/___回））については、本工事に見込むものとする。
- (5) 会議の開催場所は 防衛局（又は 工事監督官事務所）とする。
注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に追記【発注時に削除】

38 迅速対応指針

- (1) この工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- (2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。
- (3) 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
- (4) 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

39 工事現場管理

(1) 施工体制台帳等の適正な整備について

ア 受注者は、建設業法24 条7 に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に監督官に提出する。

なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ 建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。

また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。

ウ 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。

エ 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

(2) 主任技術者等

ア 建設業の許可を受けている建設業者は、請負代金額の大小にかかわらず必ず現場に主任技術者を置かなければならない。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請金額の合計金額が5, 000万円以上となる場合には特定建設業の許可が必要になると共に、主任技術者に代えて「監理技術者（資格者証及び講習修了証を有するもの）」を置かなければならない。

イ 主任技術者等は、工事現場に専念するものとする。ただし、請負代金が4, 000万円未満の工事の場合は、工事現場への専任は要しない。

(3) 工事現場の管理で特に必要な事項

ア 受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずるものとする。

(7) 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

(4) 本工事の施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について工事着工後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当てて、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。

- a 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- b 本工事内容の周知徹底
- c 本工事における災害対策訓練
- d 本工事現場で予想される事故対策
- e その他、安全策や防災訓練等に必要な事項

イ 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。

(7) 施工計画の作成にあたっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。

特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理のもとで施工の安全を検討、確認の上、施工するものとする。

(4) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。

(7) 停電作業を行う場合において、主任技術者等は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。

(エ) 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。

- a 火花若しくはアークを発し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
- b 内燃機関を有する建設用機械は室内では原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記(7)) 及び労働安全衛生規則第578条を厳守すること。

40 公務員宿舍の外壁改修工事の施工計画

○ 適用する ● 適用しない

入居中の宿舍の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、南面若しくは北面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、施工計画を行う。

なお、片面開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

41 技術提案の履行の確認

○ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用する予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容及び実施方法等について説明を行うものとする。

また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了毎に監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

● 実施しない

42 調査及び詳細図等の作成

○ 実施する ● 実施しない

（１）調査及び詳細図等の作成は「詳細図等作成特記仕様書」及び「詳細図等作成共通仕様書」により実施する。

（２）設計図面のうち、類似図面（「類似」と表記されたもの）は参考図であり、積算は数量表による。

（３）工事目的物の直接的な着手は、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という）の作成に必要な最小限の測量、土質調査等（以下「調査」という）の成果、並びに詳細図等を提出し、承認を得た後とする。

（４）詳細図等の作成は、原則として当省の測量・建設コンサルタント等の競争参加資格者かつ級別の格付を受けているものに委託するものとする。

（５）受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第１９条第１項第１号から第５号に係る設計図書の確認を行い該当する事項がある場合は、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めることとする。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督官から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合には従わなければならない。

○ 対象工事 ● 対象外工事

本工事は見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、実績価格調査表の作成を行い、工事完成までに監督官に提出するものとする。

○ 実施する ● 実施しない

共通費実態調査とは、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした共通費モニタリング調査である。

なお、調査表は監督官から配布するものとする。

○ 適用する ⊗ 適用しない

本工事は、難工事に指定された工事である。

難工事とは、山間僻地または施工の条件が困難な工事である。

○ 対象工事 ● 対象外工事

・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）本法律に基づき必要な資力確保措置を行ったことを証明する書面を監督官に提出する。

(对象建物:)

- ・ 関連する設備工事が発注される。

保険に加入する場合は、設備工事を連名とする。

本法律に基づき必要な資力確保措置のための費用については、本工事の負担とする。

・工事完了に当たっては、関連する工事に保険を引き継ぐものとする。

- (1) 本工事の施工及び手続きに関しては、建設工事請負契約書による。
 - (2) 本工事は、本仕様書及び監督官の指示に従い施工するほか、国土交通省監修公共建築(改修)工事標準仕様書をはじめ、官公署等の関係諸法規等に遵守して施工すること。
 - (3) 受注者は、本工事全般において守秘義務を負うものとし、知り得た官有施設及び装備品等に関する一切の情報を第三者に漏洩してはならない。
 - (4) 本仕様書及び工事において疑義が生じたとき、または仕様書等に記載なき大きな不具合箇所を発見したときは、速やかに官側に連絡し、その指示に従うこと。
 - (5) 仕様書、図面に明記がない事項についても本工事完了のため現場の収まり、取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、其々による数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合においては、監督官の指示に従い請負業者側の負担により実施するものとする。
 - (6) 本仕様書上において、標準図の記載のあるものについては、部材の肉厚等基本となる数値は変えてはならないものとするが、機能がその目的に合致するものであれば、その形状、寸法等については多少の相違は差支えないものとする。また、参考図と記載されたものは、大要を示したものであり形状等を拘束するものではないものとする。
 - (7) 本工事において、受注者側の故意または過失によって生じた損傷は、すべて受注者側の負担において復旧する。復旧にあたっては、事象発生後速やかに官側に報告し、官側の指示に従い速やかに復旧するものとする。
 - (8) 工事施工に関する必要な諸手続きは、請負業者において迅速に処理しなければならない。また、この手続きに要する諸費用は請負業者の負担とする。
 - (9) 出入門等については、基地等で定められた所定の手続きを行い、工事実施関係場所以外への無断立入及び写真撮影は禁止する。
- (10) 受注者は契約後、速やかに施工場所の確認を行うこと。
 - (11) 作業実施時間は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く0800から1645までを原則とし、時間を超過して作業を実施する場合、又は官側休日に作業を実施する場合においては、事前に監督官と調整のうえ実施すること。

- (12) 火気及び火花、熱を発生し出火の可能性のあるもの（ディスクグラインダー・電熱器等）を使用する場合は、火気使用申請書を提出後、消火器等を現場に設置し、火災予防に留意すること。
- (13) 特記仕様書で記載されている材料および工法等のうち、商標・商品・メーカー名が記載されているものは、同等品又は同等の工法以上とする。なお、同等とは特記仕様書で指定された材料・工法等よりも優れるか同質のもので、設計仕様を満たすと官側検査官が認定したものを指す。同等品又は同等の工法以上にて応札予定の場合は応札の7日前までにその基本性能を証明する書面又はカタログおよび機能・性能比較表を提出し、規格の適合性について審査を受けること。
- (14) 建具類は承認図を監督官へ提出し、承認を得てから製作すること。
- (15) 本工事に伴う発生材等は、官側の承認を得て法令に基づき場外搬出のうえ適切に処分すること。ただし、発生材等が有価物と判断され官側に指示された場合は、所定の大きさ（1m程度）に切断のうえ、指示された場所へ返納すること。
あわせて所定の書類を作成し、提出すること。
- (16) 現場代理人は必ず受注者（元請業者）より選出し常駐させ、監督官との連絡を密にすると共に、施工体系を確立し、且つ工事現場に施工体系図等標識を備え、指定の工事を履行期限まで適切かつ安全に完工すること。
- (17) 主任技術者、監理技術者等の配置、専任については、法令に基づき、実施するものとする。
- (18) 受注者は本工事において工事従事業者（下請負者）を設定する場合においては、受注者と別に当該工事従事業者より主任技術者を配置させると共に、施工体制台帳他（付帯する書類一式）を作成、工事現場に備え置くとともに、監督官に写しを提出し法令違反の有無等についての点検を受けることとする。なお、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記し、変更に関する事項について作成、提出すること。
- (19) 監督官は、工程の管理、工事の立会、施工状況の確認等について、建設工事請負契約書に基づき、監督業務を行うものとする。
- (20) 検査官は、工事材料の規格・数量・品質及び性能等について、建設工事請負契約書に基づき、検査業務を行うものとする。
- (21) 受注者は契約後、準備等を実施する前に施工場所の確認を行うこと。
- (22) 週休2日制工事の実施
 - 対象工事 ● 対象外工事
 - ア 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
入札時においては、当初の予定価格から対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、補正係数を労務費等に乗じることにより工事費を積算する。
契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組みむものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整整第1527号。令和8年1月23日）によるものとする。
 - イ 週休2日の考え方
 - (ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。
通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。
 - (イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ウ) 完全週休2日(土日)とは、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

(エ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに「現場閉所実績報告書」を提出するものとする。

エ 完全週休2日(土日)が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

Ⅲ 改修建築工事仕様

1 章 仮設工事

● 適用する ○ 適用しない

1 足場その他

[2.2.1] [表2.2.1～2]

内部足場 種別 ○ 脚立、足場板等 ○ _____
 外部足場 種別 ○ くさび緊結式足場（手すり先行工法） ● ローリングタワー足場
 ● 高所作業車

防護シート ○ 設置する 仕様（メッシュシート）

材料、撤去材等の運搬方法 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種

[2.2.1]

- (1) 足場を設ける場合は、改修標準仕様書 2.2.1(2)によるほか、設置においては「手すり先行」法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専足場方式により行うこと。
- (2) 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

2 既存部分の養生

[2.3.1]

既存部分の養生方法 ○ ビニルシート等 ○ _____

既存家具等の養生方法 ○ ビニルシート等 ○ _____

既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ○ 行う（ ）

固定された備品、机・ロッカー等の移動 ○ 行う（図示）

3 仮設間仕切

[2.3.2]

○ 設ける（下記種別による） ● 設けない

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材 種	充填材	塗装
○ A種	○ 木下地	○ せっこうボード（○ 9.5mm ○ ）	厚さ mm	○ 片面
○ B種	○ 軽量鉄骨	○ 合板（○ 9mm ○ ）		○ 無し
○ C種	○ 単管下地	○ 防炎シート		
○ 仮設扉	○ 木製扉	○ 合板張り程度 ○		○ 無し
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度 ○		○ 有り

充填材 ○ グラスウール（○ 24K ○ 32K ○ ） ○ _____

塗 装 ○ E P - G ○ E P ○ 図示による

仮設扉の設置箇所 ○ 図示 ○ _____ 仕様 ○ 合板張り木製扉程度
 ○ _____

4 監督官事務所等

[2.4.1]

○ 設ける（規模及び仕上げの程度等は、現場説明書による。）

● 設けない

5 工事用水及び工事用電力

● 施工場所の水及び電力を利用できる。（● 有償 ○ 無償）

○ 施工場所の水及び電力を利用できない。

6 指定仮設

○ 図示及び現場説明書による

2章 防水改修工事

● 適用する ○ 適用しない

1 シーリング

シーリング改修工法の種類 [3. 1. 4][表3. 1. 2]

○ シーリング充填工法 ● シーリング再充填工法 ○ 拡幅シーリング再充填工法 ○ ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所 [表3. 1. 2][3. 7. 2][4. 2. 2][表3. 7. 1]

施工箇所	シーリング寸法	目地寸法	種別
○ 外部打継ぎ目地	20×20		PS-2
○ 外部縦目地	20以上×11		PU-2
○ 内装 ライニング部	10×10		MS-2
● 建具周囲	20×20		MS-2

ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り ○ 適用する [3. 7. 7]

エッジング材張り ○ 適用する

接着性試験 [3. 7. 8]

○ 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験 (部位:)

3章 左官工事

1 防水剤

防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤 (15. 2. 2)

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発 1時間以上、終結 10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。

2 吸水調整材

○ 標準仕様書 表15. 2. 2による ○ _____ (表15. 2. 2)

3 既製目地材

○ 使用する (形状) (15. 2. 2)

4 工法

床目地 ○ 設ける (工法 ○ 押し目地 ○ _____) (15. 2. 5)

外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ○ 行う (15. 2. 5)

5 床コンクリートの直均し仕上げ

標準仕様書 15. 3. 2、15. 3. 3 及び 表6. 2. 5による (15. 3. 2～3)(表6. 2. 5)

コンクリートの内外装仕上げの程度	仕上げの種類
コンクリートが見え掛かりとなる場合又は仕上厚さが極めて薄い場合、その他良好な表面状態必要な場合	合成樹脂塗り床、ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア(置床式)
仕上げ厚さが7mm未満の場合、その他かなり良好な平たんさが必要な場合	防水下地、セルフレベリング材塗りカーペット張り
仕上げ厚さが7mm以上の場合又は下地の影響をあまり受けない仕上げの場合	タイル張り、モルタル塗り、二重床

6 セルフレベリング材塗り

(15. 4. 2～3)(表15. 4. 1)

種類	厚さ(mm)	施工箇所
○ 石こう系	○ 10	
○ セメント系	○	

7 仕上塗材仕上げ

(15.4.2～3) (表15.4.1)

種類	呼び名	防火材料 の指定	仕上げの形状等
○ 複層仕上塗材	○ 複層塗材CE		外部 ○ 凹凸模様 ○
	○ 複層塗材E		内部 ○ ゆず肌状 ○
	○ 防水形複層塗材CE		上塗材
	○ 防水形複層塗材E		耐候性 ○ 耐候形3種 ○ 耐候形2種
	○		溶媒 ○ 水系 ○ 溶剤系
	○		樹脂 ○ アクリル系 ○ ポリウレタン系
	○		外観 ○ つやあり ○ つやなし ○ メタリック
	○		増塗材 ○ 適用する (防水形のみ)
	○		

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.5.2)

○ F☆☆☆☆ ○

防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする (15.5.2)

ALCパネルの内壁目地部の形状 ○ V形目地付き ○ (15.5.4)

8 マスチック塗材塗り

種別 ○ A種 ○ B種 (15.6.2)

仕上材 つや有合成樹脂エマルションペイント ○ A種 ○ B種 (15.6.2)

9 ロックウール吹付け

ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ○ F☆☆☆☆ ○ (15.8.2)

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ○ F☆☆☆☆ ○ (15.8.2)

吹付け厚さ ○ 図示 ○ (15.8.3)

10 仕上塗材仕上げの見本吹き

○ 提示する (監督官の指示した部位)

4 章 建具改修工事

☒ 適用する ☐ 適用しない

1 改修工法

[5. 1. 3]

- ☐ かぶせ工法 (☐ カバー工法 ☐ 持ち出し工法 ☐ ノンシール工法)
☒ 撤去工法 (☐ はつり工法 ☒ 引き抜き工法)
☐ 新規に金属製建具を設置する
 壁開口範囲 ☐ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた寸法 ☐ 図示
☐ 建具周囲のはつり
☐ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた位置に両面カッターを入れる ☐ 図示

2 見本の製作等

[5. 1. 5]

- 建具見本の製作 ☒ 行わない ☐ 行う (建具符号:)
 建具見本の程度 ☐ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの
 ☐ 納まり等がわかる程度のもの
 特殊な建具の仮組 ☐ 行う (建具符号:)

[5. 1. 5]

3 防犯建物部品

[5. 1. 7]

- ☐ 適用する ()

3 重量シャッター

シャッターの種類

[5. 10. 2]

- ☐ 管理用シャッター (耐風圧強度: 建具表による)
☒ 外壁用防火シャッター (耐風圧強度: 建具表による)
☐ 屋内用防火シャッター
☐ 防煙シャッター
 開閉機能による種類 ☐ 上部電動式 (手動併用) ☐ 上部手動式 [5. 10. 2] [表5. 10. 1]
 管理用シャッターのシャッターケース ☐ 設ける ☐ 設けない [5. 10. 2]
 スラット及びシャッターケース用鋼板 [5. 10. 3]
 材質 ☐ JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
 ☐ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
 めっき付着量 ☐ Z12又はF12 ☐ _____

4 軽量シャッター

- 開閉機能による種類 ☐ 上部電動式 (手動併用) ☐ 手動式 [5. 11. 2] [表5. 11. 1]
 耐風圧強度 建具表による [5. 11. 2]
 スラット [5. 11. 3~4]
 材質 ☐ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
 めっき付着量 ☐ Z06又はF06 ☐ _____
 ☐ JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
 めっき付着量 AZ09 ☐ _____
 形状 ☐ インターロッキング形 ☐ オーバーラッピング形

5 オーバーヘッドドア

[5. 12. 2~3]

セッション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
☐ スチールタイプ	☐ バランス式	☒ スタンダード形	☐ 溶融亜鉛めっき鋼板
☒ アルミニウムタイプ	☒ チェーン式	☐ ローヘッド形	☒ ステンレス鋼板
☐ ファイバーグラスタイプ	☐ 電動式	☐ ハイリフト形	
		☐ パーチカル形	

耐風圧性能: 建具表による